

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター
 〒812-0011
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
 ☎ 092-409-4188
 Fax092-409-4187
 Eメール akiko@b-souken.com

を廃止して、希望する高年齢者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度を導入した事業所や、他社による継続雇用制度を導入して自社の高年齢者の継続雇用制度のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成金として支援する制度です。

【助成金の対象となる要件】

- ①雇用保険の適用事業所であること
- ②65歳超雇用継続制度の実施
- ③高年齢者の雇用の安定等に関する法律の遵守
- ④60歳以上の雇用保険の被保険者が1名以上いること
- ⑤高年齢者雇用管理措置の実施

【助成金の額】

定年の引き上げ又は定年の廃止、継続雇用制度など、導入する65歳超雇用継続制度とその制度を適用する労働者の人数などによって、15万円から最高160万円です。

※詳細は、お尋ねください。



時々レミピ ゴーヤハンバーグ

このところ、夫の幼馴染みなどから、旬の野菜が届きます。

この日は、「ご近所からゴーヤが沢山届けられた。いくついるか。」と夫の実家から電話。立派なゴーヤが3本届きました。

さて、いかに料理するか、と考えて、ゴーヤハンバーグにしました。

- ①ゴーヤを洗い②横に2つに切り、種を取り除き③準備していたハンバーグのタネを詰め、輪切りに④フライパンで焼けば出来上がりです。
- ゴーヤのほのかな苦みが、ハンバーグよりちょっと大人の味を感じます。



台風一過、天高く



迷走を続けた台風11号は、小笠原諸島や沖縄などの島しょ部では、最大瞬間風速が40m/sを超え、九州北部でも30m/sを超える暴風が吹き、大濠公園（福岡市）でもヤナギの大木数本が倒れ、日本列島のいたるところで倒木や家屋の一部損壊などの被害が広がりました。

しかし、この台風は、猛暑を少し和らげ、通過した後には秋空が広がりました。



助成金情報

65歳超雇用推進助成金 65歳超継続雇用促進コース

65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）は、高年齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を実現するために、事業所における雇用継続を促進するための助成金です。

この助成金は、労働協約又は就業規則によって65歳以上への定年の引き上げや定年の定め



人事労務センターホームページ
<https://roumu.b-souken.com>
 Eメール : akiko@b-souken.com

最低賃金制度

Q&A

Q：最低賃金制度による最低賃金額は、どのようにして決定されるのですか？

A：最低賃金制度とは、最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）に基づいて、働く人の最低賃金額を国が定める制度です。

Q：最低賃金額というのは、どんな意味があるのですか？

A：最低賃金法は、第一条で「賃金の低廉な労働者」の「賃金の最低額を保障」し、「労働条件の改善を図り、」「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」、「事業の公正な競争の確保」し、「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」としています。

Q：「賃金の最低額を保障」というのは、どんなことですか？

A：最低賃金法では、使用者に対して「最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない」と規定し、「労働契約で最低賃金に達しない賃金を定めるものは、無効とする。」と定め、違反すると罰則を定めています。

Q：それはどんな罰則規定ですか？

A：最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は、50万円以下の罰金が定められています。

Q：最低賃金額は、時間額で定められているので、正社員の場合、月額賃金で支払われている場合は、関係ないのですか？

A：月額賃金の場合も時給に換算して1時間単価の賃金が最低賃金額未満であれば、罰則規定の対象となります。

Q：どのような計算をするのでしょうか？

A：月給を以下のように1時間単価に換算した額が最低賃金額以上になることが必要です。

$(\text{毎月決まって支給する基本給等} \times 12 \text{ ヵ月}) \div (\text{年間所定就労日数} \times 1 \text{ 日所定労働時間})$

※通勤手当は含まれません。

※詳細は、お尋ね下さい。

地域別最低賃金(2022年)

各都道府県の地方最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会の地域別最低賃金の目安を受けて審議会を開き、令和4年度の地域別最低賃金の改定額を答申しました。

この答申では、福岡は30円と中央最賃審議会目安通りですが、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島は+2円の32円アップ、沖縄は+3円の33円アップが答申され確定しました。

県名	新最低賃金	アップ額	実施月日
福岡	900円	+30円	10月8日
佐賀	853円	+32円	10月2日
長崎	853円	+32円	10月8日
熊本	853円	+32円	10月1日
大分	854円	+32円	10月5日
宮崎	853円	+32円	10月6日
鹿児島	853円	+32円	10月6日
沖縄	853円	+33円	10月6日

あとがき

子どもたちにとっては、楽しい思い出作りで夢いっぱい夏の夏休みのはずでしたが、コロナ渦が収まらず、今年も楽しみが奪われました。

帰省を迎える側の私たちも“今年こそ孫たちと久しぶりに楽しいひとときを”と、一生懸命考えた計画は夢と消え、残念無念という感じです。

それでも、日常化している孫たちとのスカイプでの対話は、何物にも代え難い楽しみです。

いよいよ9月、仕事に集中しなければならぬ日常を迎え、気を引き締めなければと思うこの頃です。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール: akiko@b-souken.com